

議員提出議案第 8 号

交野市火葬料補助金交付条例の制定について

上記の議案を、別記のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び交野市議会会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

条例案……………別記

令和元年 6 月 5 日提出

提出者	交野市議会議員	皿 海 ふ み
賛成者	交野市議会議員	中 上 さち子
賛成者	交野市議会議員	藤 田 茉 里

提案理由 交野市には火葬場がなく、他市の火葬場を使用する際の負担が増加していることから、火葬料の一部を補助することにより、負担の軽減をはかるため。

交野市火葬料補助金交付条例案

交野市火葬料補助金交付条例

(目的)

第1条 この条例は、住民が死亡し、又は死産した場合において、火葬を行った者に対し、その費用の一部について、交野市火葬料補助金（以下「補助金」という。）を交付し、もって住民の福祉に資することを目的とする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象は、本市の住民基本台帳に記載されている者のうち、市町村民税非課税の世帯に属する者が死亡し、又は死産し、死体（妊娠第4月以後の死産児を含む。）が火葬された場合とする。

(補助金の申請者)

第3条 補助金の申請をすることができる者は、火葬の許可を受け、補助の対象となる火葬を行った者（以下「申請者」という。）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、申請者が負担すべき火葬料から補助の対象となる火葬が行われた火葬場の設置されている市町村の住民が負担すべき火葬料を差し引いて得た額の2分の1とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。